

主債務を単独相続した保証人による債務の弁済と時効の中断

中山実郎*

The Effect on Payment Where the Guarantor is the Sole Inheritor of a Debt

Jitsuro Nakayama *

Abstract

A son had become guarantor of his father's debt. Then the father died and the son inherited the property. As a result of this sole inheritance, the son became both the guarantor of the debt and the party obliged to pay the debt! Many experts have been discussing what effect this would have on the father's debt for a long time. Recently, the Supreme Court ruled on just such a case. The article discusses their ruling on this interesting case.

キーワード

保証債務の附従性 保証人による主債務者の単独相続 主債務者と保証人との併存 時効中断事由としての承認 保証債務の承認と主債務の時効との関係 別人型と同一人帰属型 混同による消滅 保証人の認識 信義誠実の原則 特段の事情

はじめに

主債務の消滅時効が完成した後に、保証人が債権者から保証債務を履行請求された場合、保証人は保証債務の附従性を根拠に、主債務の消滅時効の完成と時効援用の意思表示の抗弁をし、これに対し、債権者は時効中断事由として、主債務承認の再抗弁を主張するのが、典型的な防御方法とされている¹⁾。

単独相続により、主債務者の地位と保証人の地位とが同一人に帰属し、主債務者兼保証人となった者が保証債務を承認したときにおいて、主債務の時効に及ぼす効力とりわけ時効援用の可否の問題については、これまで最高裁の判断が示されていない分野であった。

この保証人が主債務者を相続して主債務者兼保証人となり、主債務を相続した事実を知りながらした保証債務の弁済について、当該主債務に関する消滅時効の中断効が認められるか否かについて争われた事案に対し、最二判平成25.9.13（民集67巻6号1356頁・以下「平成25年判決」という）は、保証人が主債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済を

* なかやま じつろう：大阪国際大学グローバルビジネス学部教授〈2015.6.26受理〉

した場合には、特段の事情のない限り、当該弁済は主債務の「承認」（民法147条3号）に当たるとして、当該主債務の消滅時効を中断する効力を有する旨判示している。

平成25年判決は、再抗弁において、主債務者の地位を単独相続し、保証人の地位を維持したまま、保証債務を弁済した場合に、当該弁済が主債務に及ぼす影響について、最高裁が明示的判断をした初の判決となり、事例の性質上、実務的にも重要な意義を有すると評価されている²⁾。

そこで、今回、これまで最高裁の判断が未出であった分野について、平成25年判決が初めての判断を下したことから、同一人における主債務と保証債務の併存と時効に関する問題について、関連する判例と学説の再検討に合わせて、平成25年判決の内容を分析することにする。

I 保証人と主債務者間における消滅時効の援用

1. 意義

主債務の消滅時効が完成した場合の債権者と保証人との関係について、通説は、主債務の時効完成により、主債務者が時効援用したときに主債務は時効消滅し、同時に保証債務の附従性により保証債務も消滅するとし、さらに、保証人も民法145条の当事者として、主債務の消滅時効を援用できるとの理解を示している³⁾。このように、主債務者に生じた事由による時効中断の効力は保証人についても及び（民法457条1項）、他方で、保証債務について生じた時効中断の効力は、連帯保証人に対する履行請求による時効中断が主債務者にも及ぶとする例外を除き、原則として、主債務には及ばないと解されている。

保証債務は主債務に対する附従性を有するため、主債務について時効が完成し、それが援用されたときは保証債務も消滅する。保証人、物上保証人、担保権が設定された物件の第三取得者それぞれの消滅時効援用の可否について、最三判昭和60.11.26（民集39巻7号1701頁）は、仮登記担保権の設定された不動産の第三取得者に対して、仮登記担保権の被担保債権の消滅時効を援用し得る当事者とするなど、判例・通説は時効完成によって直接利益を受ける者に該当するか否かを基準に判断するとしており、主債務者でない前記のような者についても、時効の援用を肯定している⁴⁾。

2. 判例法理について

保証人と主債務者間における消滅時効援用の問題について、判例は大審院時代より保証人が主債務の消滅時効につき、援用権者であることを明らかににしている⁵⁾。

たとえば、大判昭和7.6.21（民集11巻1186頁）は、主債務が消滅したときは、保証債務も消滅するという保証債務の附従性から、保証人が保証債務につき、その債務者として援用し得る消滅時効が中断されたときであっても、主債務が時効により消滅したことを主張できるとし、消滅時効完成の前後を問わず、債務承認あるいは時効利益を放棄した保証人が、その後、主債務に関する時効を援用することは妨げられないと述べている。

ついで、保証人が主債務を承認して保証債務の弁済を行った場合について、大判昭和

8.10.13（民集12巻2520頁）は、保証人が保証債務に関して、その債務者として、援用し得る消滅時効は中断するものの、保証人が主債務の当事者として、援用し得る消滅時効は中断しないとされた。さらに、大判昭和10.10.15（新聞3904号13頁）は、保証人が主債務の時効完成前に保証債務の一部を弁済しても、主債務の時効は中断せず、主債務の時効完成後に、保証人は主債務の消滅時効を援用できるとしている⁶⁾。

判例の立場は、最高裁以後も概ね変化することなく、最一判昭和62.9.3（最判集民151号633頁）は、物上保証人が被担保債権の消滅時効完成の直前に、抵当債権者に対し、債務全額を代位弁済するから、抵当権設定登記を抹消してほしいとの申入れをした事案について、「物上保証人は債務者ではないから民法143条3号の債務の承認をすることはできず、物上保証人に対する関係においても時効中断の効力を生ずる余地はない」と判示しながらも、保証人の合理的意思の認定に加えて、消滅時効により不利益を被る債権者側の観点から、物上保証人の消滅時効の援用は、信義則に反しないことを示唆している⁷⁾。

さらに、主債務の消滅時効完成前に、保証人が自己の債務を承認して、保証債務を一部弁済した事案について、最高裁は保証債務の消滅時効は中断するが、主債務の消滅時効は中断しないとされている。最二判平成7.9.8（金法1441号29頁）は、「連帯保証人が主債務の時効完成の前後にわたって債務の弁済をなしていた場合において、連帯保証人による右行為は、主債務について時効中断の効力を生じさせることはなく、主債務が時効により消滅するときには保証債務は主債務に附従して消滅することになり、また、主債務者の破産後に連帯保証人が主債務者に対して求償できないことを知りつつ債務を弁済しても、それだけでは、連帯保証人が主債務の時効消滅にかかわらず債務を弁済する意思を表明したものとはいえず、連帯保証人は主債務の時効を援用する権利を失わない」「主債務について権利義務の当事者ではない保証人が主債務を承認しても、それだけで主債務が存在している蓋然性が生じるわけではない」としながらも、主債務者兼保証人は、主債務に関する権利義務の当事者であって、時効完成前の保証人による保証債務を履行した事実のみでは、保証人が将来主債務の時効を援用しないという確定的な意思を表明したとはいえないとし、これを時効援用権が制限されない理由とした⁸⁾。ちなみに、平成25年判決は、この法理により、保証債務履行の際の保証人の弁済趣旨によって、時効援用の可否を判断するという立場を示したと解されている⁹⁾。

なかには、時効完成後に主債務者が債務承認したことを知りながら、保証債務を承認した保証人による時効援用は、信義則上許されないとしたものがあるが¹⁰⁾、保証人による保証債務の承認は、原則として、主債務の時効援用を妨げないとする判例法理はすでに確立されたものと考えられる¹¹⁾。

なお、保証人が弁済した場合の求償金債務の消滅時効期間について、最二判昭和42.10.6（民集21巻8号2051頁）は、商人でない信用保証協会が商人である債務者の委託により信用保証し代位弁済したことにより取得した求償権に対し、短期商事消滅時効（商522条）の適用を受けるとし、期間を5年と判断している¹²⁾。

3. 学説について

保証人が保証債務の時効完成後に、保証債務を承認もしくは時効利益を放棄したにもかかわらず、主債務につき、時効援用することの可否について、従来、学説の多くは主債務が消滅したか否かにかかわらず、保証人による保証債務の承認が独立して主債務を負担する趣旨を有するなど、特別な事情が認められる場合を除いて、時効は中断しないとして、主債務の消滅時効完成後に、保証人はこれを援用できると解していたが¹³⁾、近時は、保証人による保証債務の承認、時効利益の放棄は、原則として、主債務のそれらを含み、その後主債務の時効援用は許されないとする説が次第に有力になっている¹⁴⁾。また、保証人による主債務の時効援用については、直ちに認めるべきではなく、信義則に照らしたうえで、主債務者の地位を留保して、債務承認に関する合理的理由の有無に基づいて、客観的に判断されるべきとの説もみられる¹⁵⁾。

II 承認による時効中断

1. 意義

主債務と保証債務とは別個の債務として、各々独立して消滅時効が進行する。したがって、例外（民法457条1項他）を除き、それぞれについて、時効中断のための措置が必要になる。また、主債務者につき生じた事由は、保証人に対しても、効力が生じるとされ（民法456条）、主債務者の債務承認によって、消滅時効が中断したときは、保証人についても、時効の中断効が生じることになる。

時効中断の事由の一つとして、民法は承認を規定している。承認の法的性格は準法律行為の観念の通知とされ、行為者につき時効を中断するという、効果意思が有ったかどうかについては問わないと一般に理解されている¹⁶⁾。したがって、民法147条3号にいう承認とは、一般に時効の利益を受ける者が、時効によって権利を失う者に対して、その権利の存在することを知っている旨を表示することであり、承認の方式については、民法上とくに規定が置かれていないことから、特別の手續や方式は必要ではなく、その権利の存在を認識して、その認識を表示したと認めるにつき、充分な行為であれば黙示的なものでもよいとされるなど、その解釈は緩やかである。

これまでに、たとえば、債務の一部弁済、担保提供、支払猶予の懇請、手形書換えの承諾、相殺の意思表示など、債務の存在を認識して、その認識を表示したと認めることのできる行為はすべて承認に当たると解されている¹⁷⁾。こうした理解については、「時効中断事由としての承認は、それについての法的処理と無関係に、はたして一般的にいわれるような債権承認の意思表示から明確に峻別された単なる観念の通知と切り切れるかどうか」といった疑問が呈されている¹⁸⁾。

2. 判例法理について

これまで、判例も債務者が利息を支払った場合について、大判昭和3.3.24（新聞2873号13頁）が「利息の支払は反証なき限り、（中略）債務承認の表示を包含するものである」

として、元本について、時効中断の効力を認めており、債務の一部弁済のために振り出された小切手が支払人により支払われた事案に対し、最一判昭和36.8.31（民集15巻7号2027頁）は、振出人による承認として、原因債権について消滅時効中断の効力を有するとしている¹⁹⁾。また、下級審でも、手形授受者間における手形債務の承認が原因債務の承認なることを認めた判決がみられる²⁰⁾。

なお、この承認と物上保証人との関係で、判例は、物上保証人が債務者の承認により被担保債権につき生じた消滅時効中断の効力を否定することは、担保権の附従性に抵触し、民法396条の趣旨にも反し許されないとした²¹⁾。

3. 学説について

承認が時効中断事由とされる根拠に関しては、学説上争いがあり、①相手方が権利存在の認識を表示したことを信頼して、権利者が何もしなかったとしても、権利者としては権利行使を怠ったとはいえないとする説（権利行使説）とか、②承認は権利存在の証拠となるとの理解から、権利の存在が確定されたことに根拠を求める説（権利確定説）、あるいは、③時効の利益を享受する者の意思の尊重に求めるものがある²²⁾。

この、承認が時効中断事由のひとつとされる法的根拠について、まず、義務者が権利の存在につき自白するという事実が、権利の存在を明確に表していることが挙げられる。したがって、この論理から、義務者としての認識を欠いたまま当該権利の存在を認めたとすれば、その承認には十分な証拠価値は認められないと解釈することが可能となろう²³⁾。

Ⅲ 主債務者兼保証人の法律関係

1. 意義

保証人が保証債務につき債務承認をした場合は、主債務にその効力は及ばないことから、主債務の時効は中断しない（民法440条・相対効）。したがって、主債務者による主債務に関する時効援用は妨げられないことになる²⁴⁾。この法理については、平成25年判決事案のような、連帯保証の場合であっても、主債務者と保証人とは別人であるとの理解を前提に、絶対的効力事由である請求による時効中断を除き、単純保証の場合と同様とされている²⁵⁾。そして、連帯保証人が主債務者を単独で相続して、保証人と主債務者との地位が併存するに至った後に、一部弁済がなされた場合において、当該弁済の効力をどう扱うべきか、これが平成25年判決事案における争点となった²⁶⁾。

2. 判例法理

連帯保証人が主債務者を相続した事案について、最一判平成9.12.18（税資229号1047頁）は「連帯保証人としての地位が当然に消滅すると解すべき明確な実定法上の根拠はない」と連帯保証債務は存続する旨を明らかにしたうえで、保証人による主債務の承認は、保証人が主債務の当事者として援用し得る消滅時効についても、時効中断の効力は生じないと判示した原審判断（東京高判平成7.2.14金法1417号58頁・1審=静岡地判平成5.11.5訴月40

卷10号2549頁)を是認している²⁷⁾。

この判例の立場に対しては、「保証が債権者に特別の利益を与えないかぎり、保証債務は消滅する」とする有力な反対説が示されている²⁸⁾。平成25年判決はこの点に関し触れてはいないが、判決理由中「主たる債務を相続した保証人は、従前の保証人としての地位に併せて、包括的に承継した主たる債務者としての地位をも兼ねるものである」と明確に述べていることから、この論旨より、保証人が主債務を相続しても保証債務が消滅しないことを当然の前提としているものと思われる²⁹⁾。

無権代理行為の後に無権代理人が本人を相続した場合につき、判例はこの状況下での追認拒絶は、自己の無権代理行為を後になって覆すことを意味することから、同一人による無権代理行為と追認拒絶が矛盾態様と評価し、本人の資格において追認拒絶することは信義則に反し許されないとした³⁰⁾。この信義則を基準とする判例法理との均衡に関し、平成25年判決が示す法律構成との関連についても検討が求められよう。

3. 学説について

相続により、主債務者の地位と保証人の地位とを同一人が併有する問題については、これまで、保証人が主債務者を相続した場合には、当該保証が債権者に特別の利益を与えない限り、保証債務は消滅するとした不真正混同に拠る説がみられたが、近時においては、とくに論じられていない³¹⁾。

混同については、「併存させておく必要のない二つの法律上の地位が同一人に帰属すること」とか³²⁾、「相対立する二つの法律上の地位ないし資格が同一人に帰すること」や³³⁾、「権利とそれに対立する義務もしくは負担が同一人に帰すること」³⁴⁾などと、一般に理解されている。

これらの定義に沿った場合、債権と債務とが同一人に帰属しときは、混同と解することに問題はないと思われるが、主債務と保証債務との同一人帰属については、混同適用の範疇とは異なる問題として、検討する必要があると考える³⁵⁾。

4. 保証人の認識

別人型の場合、保証債務の承認は主債務の承認を含まないとされるため、保証人として行った保証債務の承認と、その後に承継した主債務者の地位でした時効援用とは、ただちに矛盾するとまではいえないと解される³⁶⁾。

これに対して、相続による債務の単独承継は、被相続人の死亡または他の法定相続人の相続放棄によって法律上当然に生ずるものであって、承継者の意思や認識に左右される効果ではないと理解されている。この問題に関連して、最大判昭和41.4.20(民集20巻4号702頁)は、債務者が時効完成を知らずに承認しても、時効は中断しないとしながらも、これ以降は、消滅時効の援用はあるまいとする、債権者の期待を重視する立場から、信義則によって、消滅時効の援用は禁じられるとしている³⁷⁾。

しかし、かりに、保証人が主債務を承継したことを知らないまま、保証債務を履行した場合に、主債務についても、時効中断の効果が及ぶと解してよいものなのか。そもそも、

民法147条3号にいう承認とは、時効の利益を受ける当事者が時効によって権利を失う者に対して、その権利の存在を知っている旨を表示することであるとすれば、承認の前提として、主債務を相続した事実を認識していることを必要としているとも考えられる。

平成25年判決は、「保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合」としており、保証人が主債務を相続した事実を知っていることを敢えて強調している。つまり、保証人が単独相続した時点で、既に主債務者における債務承認に関する可否の問題となった以上、保証人が主債務者でもあるとの自覚なしに、主債務者による債務承認があったとは評価し得ないと判断しているとも考えられ、これとは反対に、当該保証人が相続の事実を知らなければ、債権の重要な要素である履行義務者の確定がなされないことにもなって、これでは、権利の認識の表明として、不充分との説理を示したと理解することができよう³⁸⁾。

結論として、保証人には主債務を相続した事実に対する認識が必要であると考えられ、したがって、被相続人が死亡したことを知らずに保証債務を弁済したような場合は、平成25年判決事案と異なり、この場合については、承認の有無につき、債務者側の認識を要件とするものの可否とか、具体的にどの程度まで認識を要するのかといった問題や、かりに認識を要するとした場合に、承認に関する立証責任は権利者側が負うことからすると、権利者はどのような事実を明らかにすれば、保証人の認識を証明できるか等の問題について、別途検討する必要がある³⁹⁾。

Ⅳ 平成25年判決の研究

1. 判決の意義

これまでみてきたように、主債務と保証債務とは別個独立の存在であり、保証債務の承認は、原則として、主債務の時効援用を妨げないとするのが、従来からの判例法理である。平成25年判決は、この法理を前提に、まずは、保証人の債務承認後において、当該保証人が主債務の消滅時効を援用することを肯定している。つづいて、その例外として、同一人帰属型の場合には、保証債務の承認が主債務の承認を含むと解すべき場合があることを明らかにしている。

平成25年判決は、保証人が主債務を相続したことを知りながら、保証債務を弁済した場合は、特段の事情のない限り、当該弁済が主債務者による承認として、主債務の消滅時効を中断する効力を有するとし、この問題に関して、初めて明示的な判断を示した最高裁判決となった。その法律構成は、相続により生じた同一人における保証人と主債務者の地位の併存を肯定したうえで、保証人における主債務の時効援用の可否につき、信義則または権利濫用に基づく主張制限ではなく、保証人の意思解釈（債務承認の趣旨）から導くものとなっている⁴⁰⁾。

したがって、今回、最高裁が採った法律構成については、「判例はこれまでに、保証人の債務承認の趣旨に照らして主たる債務に関する時効援用権が失われる場合があり得る旨

を示していたことからすれば、本判決もその一環として位置付けることができ」との分析にもあるように、新たな判決の論理を示しながらも、先例となる判断を示したとまではいえない段階にあると評価することができよう⁴¹⁾。

保証人の承認が相対的事由である以上、主債務者の親族が連帯保証する例が多いことなど、金融実務が保証債務の弁済に頼る時効管理の危うさに触れるにつき、本判決は、理論上、実務上の双方において、重要な意義を有するとされ、とりわけ、実務に及ぼす影響は大きいといえよう⁴²⁾。

2. 事実関係

本件の事実関係の概要は次のとおりとなっている。

- 1) 株式会社A銀行は商人であるBに対し、平成9年から平成11年にかけて貸付け等を行い、X（信用保証協会）はBから委託を受けて、A銀行との間でBの貸付け等債務（以下「B関係貸付け等債務」という）を保証する旨の契約をした。
- 2) YはXとの間で、BがXに対して負担すべき求償金債務（以下「本件各求償金債務」という）について、連帯保証する旨の契約をした。その後、BがB関係貸付け等債務につき、期限の利益を喪失するなどしたため、Xは平成12年9月28日A銀行に代位弁済をした。
- 3) Yは平成13年6月30日に死亡したBを単独で相続したところ、この事実を知りつつ、平成15年12月15日から平成19年3月30日まで、連帯保証債務（以下「本件各連帯保証債務」という）の履行として弁済を継続した。
- 4) Xは平成22年1月13日、Yに対し、本件各連帯保証債務の履行を求める旨の支払督促を簡易裁判所に申し立てたところ（後にYが督促異議申立てをしたことにより通常訴訟に移行）、YはXが代位弁済した平成12年9月28日から、主債務（本件各求償金債務）の消滅時効期間（5年）が経過し、すでに、主債務が時効消滅していると主張して、連帯保証人として援用するとともに、保証債務（本件各連帯保証債務）についても、平成16年6月3日より後は、連帯保証人としての弁済もしていないので、時効消滅していると主張し、これを援用した。

3. 問題の所在

本件事案における時効援用の問題を時系列的に整理すると、まず、保証人が主債務者を相続する以前の段階では、主債務者と債権者との間において、主債務者が主債務につき、援用し得る消滅時効が問題となる。そして、保証人と債権者との間においては、保証人が主債務の当事者（民法145条）として援用し得る消滅時効の問題と併せて、保証人が保証債務につき、援用し得る消滅時効が問題となる。

これに対して、保証人が主債務者を相続し、両者の地位が同一人に帰属するに至った場

合（同一人帰属型）、保証人が保証債務を承認し、さらに、保証人が主債務者の地位において、消滅時効を援用することは妨げられないとするか、それとも、当該状況下における保証債務の承認は、主債務に対する承認をも含むとの理解に依拠し、保証債務と共に主債務についても、消滅時効の中断効が及ぶことになり、もはや、主債務者としての地位において、時効援用することは許されないと判断すべきなのか、この問題が平成25年判決の争点となった⁴³⁾。

このように、平成25年判決は、主債務者兼保証人となった者による保証債務の弁済がそれぞれの消滅時効にどのような影響を及ぼすかといった問題につき、司法判断を求めた事案となっている。

4. 下級審の判断について

1審・原審とも、Xにおける内部処理が保証人からの支払となっていることや、Yに対する催告書の表記を指摘して、Yによる弁済を保証債務の弁済であると認定したうえで、Yによる保証債務の弁済が、主債務の承認として、その消滅時効を中断する効力を有するものではないと判断し、結果、時効中断の再抗弁を排斥、主債務の時効消滅を認めて、Xの請求を棄却すべきものとした。これに対して、Xは上告受理申立てをしている。

本件事案のように、保証人が主債務者を相続し、このような場合には、保証人と主債務者の地位は併存可能と解されることから、1審・原審はYが保証人、主債務者いずれの立場で債務を一部弁済したかを見極め、これを基準に、いずれの債務が承認されたのかを判断しようとしたものと思われる。

そのうえで、Yは保証人としての地位で弁済し、XもYを保証人として対応していたという事実から、主債務と保証債務とは別個の債務であるとの法理に照らし、Yは保証人として、保証債務を承認したにとどまり、主債務者として、債務を承認したもとは認められないとの結論に至り、結果、主債務に対するYの時効援用を認めたものとする⁴⁴⁾。

1審・原審が採用した法律構成は、保証債務と主債務の別個独立性を重視する立場から、保証債務の弁済と主債務の弁済とを峻別し、主債務者として弁済したと評価できる場合でなければ、主債務の承認とは認められないという論理を採用したものと思われる。この点から、本件のような同一人帰属型事案にも、保証人の債務承認は、原則として、主債務の時効援用を妨げないとする判例法理の射程が及ぶという考えを明らかにしたものとえよう⁴⁵⁾。

1審・原審は、Yが主債務者として、主債務を承認したとは認められないとする理由として、XがYからの弁済を保証人からの弁済と取り扱っていたことを挙げている。これにつき、「債務の承認が債務者による債権の存在を認識している旨の観念の通知であることからすれば、債権者側の事情によって債務承認の効力が左右されることはないように思われる」との疑問が呈されている⁴⁶⁾。

5. 最高裁の判断について

平成25年判決は、1審・原審を破棄し、「保証人が主たる債務を相続したことを知りな

がら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有する」と判示して、Xの請求を認容している。

判決文中、わざわざ「主債務者と保証人とが別人格である上記の場合」と触れたことについて、検討の前提となる両者の法律関係が大きく異なることを最初に確認したものと思われ、その理由付けにおいて、「主債務を相続した保証人は、従前の保証人としての地位に併せて、包括的に承継した主債務者としての地位をも兼ねるものであるから、相続した主債務について債務者としてその承認をし得る立場にある」として、主債務者兼保証人の地位にある者は、主債務について、権利義務の当事者でもあることを挙げている。

このように、相続により、保証人の地位と主債務者の地位とが同一人帰属するに至った場合でも、両者の地位は併存するという1審・原審と共通する法律構成を示したうえで、最高裁は、「保証債務の附従性に照らし、保証債務の弁済は、通常、主たる債務が消滅せずに存在していることを当然の前提とするものである」とか、「債務の弁済が、債務の承認を表示するものにほかならないこと」や、「主たる債務者兼保証人の地位にある個人が、主たる債務者としての地位と保証人としての地位により異なる行動をすることは、想定し難い」などといった理由をもって、「主たる債務者兼保証人の地位にある者が主たる債務を相続したことを知りながらした弁済は、これが保証債務の弁済であっても、債権者に対し、併せて負担している主たる債務の承認を表示することを包含する」ものとして、特段の事情のない限り、主債務者が主債務につき、その債務者として援用し得る消滅時効を中断する効力を有するとした。

平成25年判決の1審・原審は、相続により、保証人の地位と主債務者との地位が同一人帰属となった場合でも、保証債務は混同法理により消滅せず、両者の地位は併存するという法律構成を採っている。これに対して、最高裁は、時効により利益を受ける者の意思を尊重しつつ、保証債務の弁済は主債務が承認されたとの信頼を債権者に惹起させるという点に重きをおいたと捉えることができる。同一人帰属型の状況下において、1審・原審と最高裁の判断の分岐点について、主債務と保証債務の別個独立性と保証債務の附従性のいずれを重視するののかという点に求められるとすれば、主債務者兼保証人の意思により、事情が異なる場合は、その判断もまた異なったものになるとも考えられる⁴⁷⁾。

判決はYが「相続した主たる債務について債務者としてその承認をし得る立場」にあることを指摘したうえで、保証債務の附従性から、主債務者兼保証人の地位にある者が主債務を相続したことを知りながらした弁済は、それが保証債務の弁済であったとしても、「主たる債務の承認を包含する」旨を明らかにした。本件事案において、主債務を承認し得る地位にあるYが弁済した場合、たとえ、それが保証債務の弁済であったとしても、主債務の存在は保証債務の前提であり、しかも、Y自身が負担している債務でもあることから、主債務の存在を知っている旨の表示を含むとの論理構成に無理はなく、主債務者としての弁済か、それとも、保証人としての弁済かの判断に迫られた場合につき、実務においては、今後もこの二者択一の基準では見極めるのが困難と思われる場面が多々生じることが予想されることからしても、保証債務の附従性と主債務者=保証人であるという事情の特殊性

とに基づいて、主債務者兼保証人による保証債務の弁済は、保証債務の承認だけでなく、主債務についても承認しているとみるのが自然と結論付けた最高裁の判断は、実業界からも合理的と支持されよう⁴⁸⁾。

6. 従来判例法理との関係

前記のとおり、平成25年判決の事案は、主債務者兼保証人による保証債務の弁済が主債務の消滅時効に及ぼす影響と併せて同人による主債務の消滅時効援用が争点となっている。

しかし、最高裁は、保証人による保証債務の弁済が主債務の承認を包含するとして、主債務の消滅時効の完成を否定したため、当該主債務者兼保証人における主債務の消滅時効援用の可否については判断されていない。結果として、判決は、主債務者兼保証人が主債務を相続したことを知りながらした保証債務の一部弁済を主債務の承認と判断し、主債務の時効中断を認めたため、評釈の多くは、従来判例との整合性について言及している⁴⁹⁾。

この問題について、前掲最一判平成9.12.18は、「相続により主たる債務者の地位と連帯保証人としての地位が同一人に帰属することになっても、それによって当然に連帯保証人としての地位が消滅するものではない」としたうえで、「連帯保証債務を負うとともに（中略）重複して（中略）主たる債務を負う」と判示している。

そもそも、別人型においては、保証人について生じた事由の効力は、原則として、主債務者には及ばない。したがって、保証人が自己の債務を弁済する一方で、債権者の主債務者に対する権利行使の懈怠を理由に、時効による免責を主張することは矛盾しないことになる。この理から、債権者は保証人とは別に、主債務者に対しても時効管理する必要が生じてくる。

他方、同一人帰属型の場合では、債権者に対して、主債務者兼保証人となった者について、別位かつ二重に権利行使すべきとは言い難く、さらに、保証人が特段の留保なく弁済を行ったにもかかわらず、主債務者の地位で、債権者に対して、自己に対する権利行使の懈怠を指摘することは衡平性を欠き、許されないとされる⁵⁰⁾。

また、前掲最二判平成7.9.8は、保証人が主債務の時効完成後に保証債務を弁済した事案に対して、「それだけでは、連帯保証人が主債務の時効消滅にかかわらず債務を弁済する意思を表明したもとはいえず、連帯保証人は主債務の時効を援用する権利を失わない」と判示している。

平成25年判決は、「主たる債務を相続した保証人は、従前の保証人としての地位に併せて、包括的に承継した主たる債務者としての地位をも兼ねるものである」としたうえで、主債務の存在に対する保証人の認識と、同一人が主債務者の地位と保証人の地位とで異なる行動をすることは想定し難いという2つの点を強調している。これらの点から、判決の論理は、保証人が債務承認した後に、主債務の時効援用を認める従前の判例法理をあくまで保証人と主債務者とが別個独立の人格を有する場合に対するものとして捉え、同一人帰属した場合においては、その例外として、保証債務の承認は主債務の承認を包含することを明

らかにしたものと理解することができる⁵¹⁾。

以上、平成25年判決が主債務者兼保証人の地位にある者が保証債務を弁済したときは、保証債務の前提となる保証人自身が併せて負う主債務の承認を表示することを包含するものと判断したことは、当然の帰結を説示したものと思われる⁵²⁾。さらに、債権者利益保護の視点から、保証債務の弁済は、主債務の存在に対する認識を当然含むものだと判断したうえで、その弁済が主債務のそれに該当する場合は、主債務者が債権者に対して主債務を承認したと理解するのが相当としており、結論として、保証人の債務承認の趣旨に照らし、主債務の時効援用を信義則上許されないとした従前の判例論理に比し⁵³⁾、本判決は異なる立場を示すものではないと結論付けられよう⁵⁴⁾。

7. 特段の事情

保証債務の弁済は特段の事情のない限り、主債務の消滅時効を中断する効力を有するとしたことにより、平成25年判決は、主債務の消滅時効が中断しない場合を想定したうえでの判断であることが明らかになった。しかし、このような結論に至る法律構成において、そもそも、主債務者自身が保証人となることが可能なかという観点から、保証人が主債務者を相続した場合には、保証債務は当初の目的を喪い、主債務者の地位に一本化すべきではないかとの疑問が生じてくる⁵⁵⁾。平成25年判決はこの点に踏み込むことなく、相続による両者の地位の併存を前提として、保証人による主債務者の地位に基づく時効援用の可否を決する構成を採用している。したがって、平成25年判決事案のような場合においては、保証人の地位を存続させる意義についても、判決がいう特段の事情の内容にかかってくるものと思われる⁵⁶⁾。

どのような場合に特段の事情が認められるのか、これについて、判決は具体的に触れていない。一般に、「特段の事情のない限り」の表現は、現時点で具体例を想起することが相当困難な極例外的な事例が発生した場合に備えて、最高裁がしばしば用いる定型文言とされている⁵⁷⁾。特段の事情に関する具体例について、判決は債務承認を行った保証人の意思表示に根拠を求める構成を採用したと考えられることから、たとえば、「主たる債務者としての立場をとくに留保して専ら保証人として弁済する旨を明示した場合またはそのような弁済ひいては債務承認の趣旨が諸事実から明らかにうかがえる場合」とか⁵⁸⁾、「主債務者兼保証人から、保証債務にしか時効中断効が及ばないかと質問されたにもかかわらず、それを否定することなく弁済を受け続けるような場合」や⁵⁹⁾、「何らかの事情で主債務の存在を認めることに留保を付して弁済をしている場合、たとえば、保証契約をしたことは間違いないので法的措置を免れるため保証債務の弁済はしておくが、主債務者は契約締結当時認知症に罹患していた可能性が高いため、主債務が有効に成立したかについては場合によっては争うつもりがあるとしたうえで弁済するといったような場合」など⁶⁰⁾、当該問題に関する検討がみられる。

これら特段の事情に関する具体例につき、承認は観念の通知であって、時効中断効を生じさせるという効果意思は必要ないとする一般的解釈からすれば、疑問を想起させる例示もみられるが、判決が「保証債務の弁済は、通常、主たる債務が消滅せずに存在している

ことを当然の前提とするものである」ことや、主債務者兼保証人がした保証債務の弁済は「主たる債務の承認を表示することを包含」しているとするとする2点から、想定される内容は、その裏返しとして考えられる極めて特殊な場合との定義付けに集約できよう⁶¹⁾。

また、債務承認の趣旨および信義則違反の有無に照らして判断すべきとの考えに拠れば、実際に主債務者兼保証人の地位にある者が、主債務者としての地位と保証人としての地位により異なる行動をとる場面は想定し難く、主債務に対する承認を含まない趣旨が明らかでない場合であっても、これを主張して、債務を免れようとする態様が信義則違反と解すべき場合は稀有と目され、この点からも、特段の事情と認められる余地は、極めて限られるものと思われる⁶²⁾。

特段の事情の具体化に関しては、今後の司法判断に委ねられるとしても、時効援用の可否につき、判決が主債務者を相続した保証人による債務承認の効力を保証人の意思解釈から導いた点に着目すれば、その範囲は保証債務の弁済時に主債務の承認ではない旨を留保した場合などに限られることから、このような場合においても、併せて付した理由等について、信義則に照らした判断が求められ、総じて、信義則の観点から認められる可能性は残されているよう⁶³⁾。

8. 平成25年判決の射程

最高裁が特段の事情につき、その具体的例示にまで踏み込んでいないことや、判決文の趣旨からして、平成25年判決の射程は、かなり限定されるものと思われる⁶⁴⁾。したがって、ここでは、

- ① 単純保証の場合
- ② 時効完成後に債務を承認した場合や時効利益を放棄した場合
- ③ 主債務者兼物上保証人が担保権の存在を認めている場合
- ④ 保証人が債務承認した後に相続が発生または相続開始を知った場合
- ⑤ 相続以外の理由により包括承継した場合
- ⑥ 複数の相続人が主債務者を相続した場合

以上の項目との関係について検討することにする。

本件は、時効完成前において、連帯保証人が債務承認した場合の時効中断効について、争われた事案であるが、判決がそもそも保証と連帯保証とを区別していないことや、この問題を時効完成の前後により、別異に解釈する必要性も乏しいことから、①②いずれとも同様に解してよいと思われ、本判決射程の範囲内と考えられる⁶⁵⁾。

また、最高裁が保証債務の附従性を基礎とした理由付けをしたことで、相続により、主債務者兼物上保証人となった者に関する債務承認と被担保債権との関係③については、新たな検討が求められよう⁶⁶⁾。

同様に、④における保証人の承認は、別人型のそれに該当することから、本判決の射程外の事例と考えられ、したがって、保証人が後に主債務者の地位において時効援用することは妨げられないと解される。ただし、別人型の場合でも、たとえば、主債務者が個人企業で、その代表者が連帯保証人となった事例のように、主債務者と保証人との間に実質的

一体性が認められるときには、保証人の債務承認が主債務のそれをも含むと解してよいと思われる⁶⁷⁾。なお、⑤については、会社合併の事例が想定されるが、この場合においては、紛争に至る可能性は極めて低いと考えられる⁶⁸⁾。

本件事案とは異なり、複数の相続人が主債務者を相続した場合⑥、各相続人は各相続分に応じた主債務のみを相続することになる。金銭債務が共同相続された場合につき、判例は分割債務になると解しており⁶⁹⁾、したがって、相続人の1人である保証人が承認したときは、主債務の相続していない部分について、消滅時効中断の効力は及ばないことになる⁷⁰⁾。共同相続人の1人である保証人が、相続により主債務の一部が持分割合に応じて自己に分割帰属したことを知った後に債務承認したときは、他の共同相続人が全員を代表して主債務を処理するものとし、債権者もこれを了解しているなど特段の事情がない限り、自己に帰属するに至った主債務の限度で本判決の射程が及ぶと思われる。この問題について、平成25年判決の判旨からして、かりに、主債務を承継した範囲のみ時効か中断すると解釈したとしても、別段、これを否定する理由もなく、他方で、当該保証人が承継していない部分の主債務についてまで、時効中断効を肯定する必要も認められないと理解すべきであろう⁷¹⁾。

平成25年判決は、相続した主債務については、消滅時効が中断する旨を判示している。この趣旨より、相続していない主債務に関し、主債務者兼保証人の地位にない以上、保証債務を弁済したからといって、相続していない主債務についての消滅時効を中断する効力を有するものではないとの法理を前提としたものと考えられる。

おわりに

平成25年判決は同一人帰属型における初めての最高裁判断であり、しかも、主債務を承継した保証人をその後も保証人として扱い続け、そのことを相手方に対する文書上でも明示していたという、実務的にも特殊かつ稀有な事情を有しながらも、判決は、従来の判例法理に沿いつつ、結果として、時効につき、債権者側に同一人帰属型の場合は、保証人と主債務者とをそれぞれ分けて管理する必要がないことを明らかにしている⁷²⁾。これにより、複数人による相続の場面で、主債務者の相続人全員が相続放棄した場合に関して、債務超過部分となっている主債務の扱いと保証債務に及ぼす影響や、保証人が主債務を相続したことを知らずに保証債務を弁済した場合、それぞれについての検討が本判決以後の課題として提起されたといえよう⁷³⁾。

また、時効中断事由としての承認に関し、平成25年判決は新たな具体例を示したと評価することができるが、保証債務の弁済が主債務の承認となる法理につき、最高裁は「主たる債務者兼保証人の地位にある個人が、主たる債務者としての地位と保証人としての地位により異なる行動をすることは、想定し難い」と述べるにとどまり、この趣旨をどう理解するかは明らかになってはいない⁷⁴⁾。そのため、金融実務の面において、たとえば、債務が複数口ある場合に、全部について承認を必要とするのか、あるいは、振込による支払いがなされたときに、真に債務者本人によるものなのか、かりに第三者が行っていたとしても、それをもって、債務者による債務承認と認めてよいかという問題が残されることとなっ

た⁷⁵⁾。

このように、金融実務における時効管理については、実際に自動振替による弁済をもって時効中断があったものとして、取り扱うことが通例化しており、実務上、この弁済を時効中断事由とする債権管理を転換していくことは容易ではないことから、平成25年判決は時効中断事由として弁済に拠る承認の意義についても、再度、検討を促す機会になったといえよう⁷⁶⁾。

以上、本判決が保証人による保証債務の承認は、主債務に関する債務承認を含むことを明らかにし、主債務の時効援用を否定したことから、改めて保証人が自己の保証債務につき、承認または時効利益を放棄した後に、主債務の時効を援用することの可否を判断する基準として重要と考える。本判決を契機に承認による時効中断について、更なる議論が深まることが期待される⁷⁷⁾。

- 1) 司法研修所編『改訂紛争類型別の要件事実』法曹会2006年38頁以下
- 2) 下村信江「同判例評釈」金法2001号22頁、武川幸嗣「同判例評釈」金商1435号3頁、丸山昌一「同判例評釈」NBL1025号74頁、森永淑子「同判例評釈」ジュリ1466号73頁他
- 3) 四宮和夫=能見善久『民法総則〔第8版〕』弘文堂2013年405頁以下、反対説として・松久三四彦『時効制度の構造と解釈』有斐閣2011年78頁以下
- 4) 詳細は遠藤浩「同判例評釈」判例セレクト86（法教77号別冊）19頁、米倉明「同判例評釈」法協107巻12号126頁以下他参照、反対説として・松久前掲3）78頁以下
- 5) 他に大判大正4.12.11民録21輯2051頁、大判大正4.7.13民録21輯1387頁
- 6) 反対説として、松久前掲3）79頁
- 7) 詳細は塚原朋一「同判例評釈」ジュリ940号96頁、平井一雄「同判例評釈」リマークス（1）〔平成元年度判例評論〕23頁以下、松久三四彦「同判例評釈」民商98巻6号830頁以下、松本恒雄「同判例評釈」法セ420号94頁以下他参照
- 8) 同旨大阪高決平成5.10.4金商942号9頁、詳細は関沢正彦「同判例評釈」金法1476号18頁以下、吉田光碩「同判例評釈」判タ901号13頁以下他参照
- 9) 詳細は下村前掲2）25頁
- 10) 最一判昭和44.3.20最判集民94号613頁、詳細は川井健「同判例評釈」判評131号16頁、西村信雄「同判例評釈」法時41巻11号144頁他参照
- 11) 詳細は武川前掲2）4頁参照
- 12) 詳細は北村雅史「同判例評釈」商法百選〔第5版〕98頁以下、星野英一「同判例評釈」法協85巻10号68頁以下他参照
- 13) 淡路剛久『債権総論』有斐閣2002年395頁、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』悠々社1992年397頁、潮見佳男『債権総論Ⅱ〔第3版〕』信山社2005年470頁、円谷峻『債権総論〔第2版〕』成文堂2010年276頁、中井美雄『債権総論講義』有斐閣1996年277頁、野澤正允『債権総論』日本評論社2009年181頁、林良平=石田喜久夫=高木多喜男『債権総論〔第3版〕』青林書院1996年450頁、我妻栄『新訂債権総論』岩波書店1964年482・487頁他
- 14) 川井健『民法概説3債権総論〔第2版補訂版〕』有斐閣2009年216頁、中田裕康『債権総論〔新版〕』岩波書店2011年480頁、平井宜雄『債権総論〔第2版〕』弘文堂1994年311頁、松久三四彦「消滅時効制度の根拠と中断の範囲（2）」北大法学31巻2号430頁以下、前田達明『口述債権総論〔第3版〕』成文堂1993年362頁他
- 15) 武川前掲2）6頁
- 16) 大判大正8.4.1民録25輯643頁

国際研究論叢

- 17) 我妻栄「民法総則（民法講義1）」岩波書店1965年470頁他
- 18) 塩崎勤「最判昭和62.9.3評釈」金法1247号10頁
- 19) 同旨・大判大正8.12.26民録25輯2429頁
- 20) 東京高判昭和36.2.27下民集12巻2号381頁,横浜地決昭和35.1.22下民集11巻1号80頁
- 21) 最二判平成7.3.10最判集民174号811頁,詳細は近江幸治「同判例評釈」判例セレクト95〔法教186号別冊〕19頁,山野目章夫「同判例評釈」リマックス（12）〔平成7年度判例評論〕10頁以下他参照
- 22) 学説の詳細については、内田貴『民法I〔第4版〕』東大出版会2008年320頁,潮見佳男『民法総則講義』有斐閣2005年319頁,四宮=能見前掲3）389頁以下,下村前掲2）24頁,森永前掲2）74頁他
- 23) 堀口久「平成25年判決評釈」銀法21・768号21頁
- 24) 大判昭和12.11.27判決全集4輯23号10頁,大判昭和5.9.17新聞3184号9頁
- 25) 武川前掲2）3頁,堀口前掲23）20頁
- 26) 中川敏宏「平成25年判決評釈」法セ710号108頁
- 27) 詳細は潮見前掲13）463頁,山田誠一「同判例評釈」金法1428号21頁以下
- 28) 中川善之助他編『注釈民法（12）』508頁〔石田喜久夫〕
- 29) 下村前掲2）24頁以下,堀口前掲23）23頁
- 30) 最二判昭和40.6.18民集19巻4号986頁,最二判昭和37.4.20民集16巻4号955頁
- 31) 磯村哲編『注釈民法（12）』有斐閣1970年507頁,林良平（安永正昭補訂）他『債権総論〔第3版〕』青林書院1996年370頁〔石田喜久夫〕他
- 32) 我妻栄『新訂物権法（民法講義2）』岩波書店1983年247頁
- 33) 舟橋諄一他編『新版注釈民法（6）〔補訂版〕』有斐閣2009年784頁
- 34) 磯村前掲31）506頁
- 35) 堀口前掲23）25頁
- 36) 詳細は、白石大「平成25年判決評釈」TKC新・判例解説Watch民法（財産法）NO.74・3頁,武川前掲2）5頁参照
- 37) 詳細は金山直樹「同判例評釈」百選1〔第6版〕84頁以下,川島武宜「同判例評釈」法協84巻4号74頁以下,水本浩「同判例評釈」法セ219号40頁以下他参照
- 38) 堀口前掲23）21頁
- 39) 下村前掲2）25頁,森永前掲2）74頁
- 40) 武川前掲2）5頁
- 41) 武川前掲2）5頁
- 42) 平林美紀「平成25年判決評釈」判例セレクト2014（I）〔法教413号別冊〕16頁,「平成25年判決コメント」金商1435号18頁他
- 43) 武川前掲2）3頁以下,中川前掲26）108頁
- 44) 石田晃士「平成25年判決評釈」金商1436号25頁,下村前掲2）25頁,武川前掲2）4頁
- 45) 石田前掲44）25頁,武川前掲2）5頁,平林前掲42）16頁
- 46) 石田前掲44）27頁
- 47) 森永前掲2）74頁
- 48) 石田前掲44）26頁,下村前掲2）25頁
- 49) 今尾真「平成25年判決評釈」判評669号〔判時2232号〕10頁,武川前掲2）2頁,平林前掲42）16頁
- 50) 武川前掲2）5頁
- 51) 石田前掲44）26頁,武川前掲2）5頁
- 52) 前掲42）コメント18頁
- 53) 前掲10）最一判昭和44.3.20他
- 54) 石田前掲44）26頁,堀口前掲23）20頁
- 55) 白石前掲36）4頁
- 56) 武川前掲2）6頁
- 57) 堀口前掲23）21頁
- 58) 武川前掲2）6頁

主債務を単独相続した保証人による債務の弁済と時効の中断

- 59) 長谷川卓「平成25年判決評釈」金法1983号52頁
- 60) 堀口前掲23) 21頁
- 61) 中川前掲26) 108頁
- 62) 石田前掲44) 26頁以下,下村前掲2) 25頁,武川前掲2) 6頁
- 63) 詳細は石田前掲44) 26頁,堀口前掲23) 21頁参照
- 64) 森永前掲2) 74頁
- 65) 石田前掲44) 26頁
- 66) 森永前掲2) 74頁
- 67) 前掲10) 最一判昭和44.3.20,金山直樹「主たる債務の時効と保証人による弁済」金法1398号52頁,武川前掲2) 5頁以下,柚木馨=高木多喜男『判例債権法総論〔補訂版〕』有斐閣1971年296頁
- 68) 森永前掲2) 74頁
- 69) 最二判昭和34.6.19民集13巻6号757頁,大決昭和5.12.4民集9巻1118頁
- 70) 下村前掲2) 25頁,堀口前掲23) 18頁
- 71) 堀口前掲23) 23頁
- 72) 武川前掲2) 6頁,平林前掲42) 16頁,堀口前掲23) 20頁,丸山前掲2) 74頁
- 73) 中川前掲26) 108頁,丸山前掲2) 74頁
- 74) 森永前掲2) 74頁
- 75) 堀口前掲23) 18頁
- 76) 堀口前掲23) 24頁以下
- 77) 武川前掲2) 6頁以下,堀口前掲23) 24頁以下,森永前掲2) 74頁

《主要参考文献》

- 淡路剛久『債権総論』有斐閣2002年
石毛和夫「平成25年判決評釈」銀法21・765号641頁
同「平成25年判決評釈」銀法21・770号46頁
石田晃士「平成25年判決評釈」金商1436号24頁
磯村哲編『注釈民法(12)』有斐閣1970年
今尾真「平成25年判決評釈」判評669号〔判時2232号〕10頁
内田貴『民法I〔第4版〕』東大出版会2008年
奥田昌道『債権総論〔増補版〕』悠々社1992年
川井健『民法概説3債権総論〔第2版補訂版〕』有斐閣2009年
塩崎勤「平成25年判決評釈」銀法21・770号15頁
潮見佳男『民法総則講義』有斐閣2005年
同『債権総論II〔第3版〕』信山社2005年
四宮和夫=能見善久『民法総則〔第8版〕』2013年
司法研修所編『改訂紛争類型別の要件事実』法曹会2006年
下村信江「平成25年判決評釈」金法2001号22頁
高橋恒夫「平成25年判決評釈」銀法21・768号60頁
武川幸嗣「平成25年判決評釈」金商1435号21頁
円谷峻『債権総論〔第2版〕』成文堂2010年
中井美雄『債権総論講義』有斐閣1996年
中川敏宏「平成25年判決評釈」法セ710号108頁
中田裕康『債権総論〔新版〕』岩波書店2011年
野澤正允『債権総論』日本評論社2009年
長谷川卓「平成25年判決評釈」金法1983号52頁
林良平(安永正昭補訂)他『債権総論〔第3版〕』青林書院1996年
半田吉信「消滅時効の援用と信義則」ジュリ872号79頁

国際研究論叢

- 平井宣雄『債権総論〔第2版〕』弘文堂1994年
平林美紀「平成25年判決評釈」判例セレクト2014（1）
舟橋諄一他編『新版注釈民法（6）〔補訂版〕』有斐閣2009年
堀口久「平成25年判決評釈」銀法21・768号18頁
前田達明『口述債権総論〔第3版〕』成文堂1993年
松久三四彦「消滅時効制度の根拠と中断の範囲」北大法学論集31巻2号830頁以下
同「消滅時効制度の根拠と中断の範囲（2）」北大法学31巻2号430頁以下
同『時効制度の構造と解釈』有斐閣2011年
丸山昌一「平成25年判決評釈」NBL1025号73頁
森永淑子「平成25年判決評釈」ジュリ1466号〔平成25年度重判解〕73頁
柚木馨=高木多喜男『判例債権法総論〔補訂版〕』有斐閣1971年
我妻栄「民法総則（民法講義1）」岩波書店1965年
同『新訂物権法（民法講義2）』岩波書店1983年
同『新訂債権総論（民法講義2）』岩波書店1964年